

香川県条例第8号

香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例

香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学部及び学科) 第2条 略</p> <p>(大学院) 第3条 略</p> <p>(修業年限) 第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条・第6条 略</p>	<p>(学部及び学科) 第2条 略</p> <p><u>(専攻科)</u> 第3条 <u>大学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。</u></p> <p>(大学院) 第4条 略</p> <p>(修業年限) 第5条 略 <u>2 専攻科の修業年限は、1年とする。</u> 3 略</p> <p>第6条・第7条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第3条に規定する助産学専攻科は、令和5年3月31日に当該専攻科に在学する学生が当該専攻科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学生が納付すべき授業料の額については、なお従前の例による。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

3 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(種別及び金額)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1) 略			
(2) 香川県立 保健医療大学	授業料 学部 略		
	大学院 略		
(3)~(35) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~235の2 略			
236 香川県立 保健医療大学 選考手数料	学部 略		
	博士課程の前期又は後期の		

(種別及び金額)

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。
2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1) 略			
(2) 香川県立 保健医療大学	授業料 学部 略		
	専攻科 学生	1年度	535,800円
	研究生	1月	29,700円
	科目等履修生	1単位	14,800円
	特別聴講学生	1単位	14,800円
	聴講生	1単位	14,800円
	大学院 略		
(3)~(35) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~235の2 略			
236 香川県立 保健医療大学 選考手数料	学部 略		
	専攻科 学生	1件	18,000円
	研究生	1件	9,800円
	科目等履修生	1件	9,800円
	博士課程の前期又は後期の		

	課程 略		
237 香川県立 保健医療大学 入学金	学部 略		
	博士課程の前期又は後期の 課程 略		
238 香川県立 保健医療大学 証明手数料	学生、研究生、科目等履修 生、特別聴講学生若しくは 聴講生又は旧香川県立医療 短期大学の学生、研究生、 科目等履修生、特別聴講学 生若しくは聴講生若しくは 旧香川県臨床検査専門学校 若しくは旧香川県看護専門 学校の学生であった者に係 るもの	略	
239~598 略			

備考
略

	課程 略		
237 香川県立 保健医療大学 入学金	学部 略 専攻科 学生 県内者 その他の者 研究生 科目等履修生 博士課程の前期又は後期の 課程 略		
		1件	118,400円
		1件	219,900円
		1件	50,700円
		1件	16,900円
238 香川県立 保健医療大学 証明手数料	学部、専攻科及び大学院の 学生、研究生、科目等履修 生、特別聴講学生若しくは 聴講生又は旧香川県立医療 短期大学の学生、研究生、 科目等履修生、特別聴講学 生若しくは聴講生若しくは 旧香川県臨床検査専門学校 若しくは旧香川県看護専門 学校の学生であった者に係 るもの	1件	400円
239~598 略			

備考
略